

公立大学法人神戸市看護大学手数料に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年3月29日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第11号

公立大学法人神戸市看護大学手数料に関する規程（2019年4月1日規程第83号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(手数料等)</p> <p>第2条 理事長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 修学又は学業成績に関する証明 1件につき 300円</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前2号に定めのない事項の証明 1件につき 300円</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)</p> <p>(2) 前号</p> <p>(修学又は学業成績に関する証明を除く)</p> <p>(3)</p>

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。